

徳島地方裁判所委員会（第6回）議事概要

1 開催日時

平成18年3月2日（木）午後2時から午後4時

2 開催場所

徳島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

岡田信委員，酒井ツギ子委員，塩月秀平委員〔委員長〕，高井新二委員，藤井潤委員，和田眞委員

4 議事

(1) 開会

(2) 所長あいさつ

(3) 委員紹介等

(4) 意見交換，テーマ「裁判員制度運営に関する実際上の問題点について～特に，裁判員を送り出す経営者，管理者側の問題点，裁判員情報の秘匿について～」

下記5のとおり

(5) 次回開催テーマ

正式には，追って決定する。

(6) 次回開催期日

平成18年9月以降（地・家裁委員会個別開催）

(7) 所長あいさつ

(8) 閉会

5 意見交換について（■委員長，○委員，●説明者）

（○：裁判員選任手続及び裁判員の仕事について説明がなされた。特に，裁判員として裁判に関わる日数については，争いのない事件の場合に約2，3日，否認事件では約5日程度が通常であるが，場合によっては10日以上要する事件もある旨の説明がなされた。）

【高齢者の裁判員候補者について】

○：徳島県の場合，有権者約67万人のうち，65歳以上の方が約19万人程度を占めます。例えば，辞退事由に該当する90歳以上の高齢者で，裁判員として裁判所に御足労いただくのが気の毒なような方も一律に候補者名簿に載ることになるが，具体的事件が係属した場合，そのような方も裁判所に呼び出すことになるのですか。

○：形式的には呼び出すことになると思われます。ただし，70歳以上で辞退事由に該当することが明らかで，辞退の申し出がある場合は，裁判所に来ていただかなくていいのではないかと，そういう運用も考えられます。

■：そういった細目部分がこれから策定されていく予定になっています。

【質問票について】

○：裁判員候補者に事前に送付する質問票はどういう内容になるのですか。

■：全国的に統一されるのか，庁の実情に応じたものになるのか等を含めて，これから定められる予定です。

【地域間で異なる交通事情について】

○：車の運転をしない方を前提に、地域によっては2時間に1本しかバスがないなど、徳島県では、公共交通機関の整備が乏しいが、「公共交通機関が不便なので裁判所に行けない。」とか「タクシーを使用して裁判所まで行っていいのか。」などの要望が出るのが想定されますね。

■：宿泊できるか、タクシー、特急を利用できるかについては、「国民の目から耐えられる旅費等がどこにあるべきか」を基準に考える必要が出てくると思われます。裁判員になる人に無理強いするようなことがあっては、裁判員制度そのものが成り立たなくなります。

○：その点については、地域間の交通事情をぜひとも勘案していただきたいですね。

【裁判員選任手続について】

○：例えば、1つの事件で50人程度の候補者を呼び出しておいて、その中から、不適格事由、辞退事由、それから専断的拒否権を行使した残りの候補者のうち、6名の裁判員を選任する方法はどうするのですか。

○：まだ決まってははいないのですが、考えられるのは、質問する順番をあらかじめくじで決めておいて、6人（補充裁判員も入れて8人程度）が選ばれた時点で選任手続を打ち切ってしまう方法があります。詳細は決まっていますが、各裁判体の考えに委ねられることになるのかもしれませんが。

○：市民の方から「常識のある人ばかりで裁判体を構成できるのですか。」「裁判員に選ばれた方全員が、責任ある態度で誠意をもって職務を遂行できるのですか。」という質問がありますが、そういう意味でも選任手続は重要ですね。

■：それに関しては、選任手続にそういう視点を入れることができるのか、また、選任手続の場だけで決められるものなのか、そういう問題があります。

○：裁判員の中に、例えば、明らかに著しくモラルの欠如した方などがいることが判明した場合は、どう対処するのですか。

○：不適格だと判明した時点で解任することもできますし、また、評議自体が多数決であることから制度的にそういう方がいても大丈夫だと、制度上担保されているということもできます。

【裁判員制度の広報活動、特に企業に対する広報活動について】

○：私は、この裁判員制度に積極的で、むしろ、国民全員が関わった方がいいとも考えています。なぜなら、裁判を傍聴した経験がありますが、裁判所という所は、人を裁くところではなく、教育・更生させる場所であると実感したからです。

■：裁判の傍聴についての意見が出ましたが、裁判所見学や出前講義等、広報活動を積極的に展開しています。今後は、施行まで3年少しの段階であり、企業や自治体に出向くなどして制度運用上の問題点を洗い出す時期がきていると言えます。

●：裁判員制度の広報について、裁判所として個別の企業に出前講義に行ったという実績はありませんが、これまで、ロータリークラブなど経営者の会合に出向き、7カ所、計250人程度の経営者等の方に講義をさせていただいています。

○：検察庁では、18年に入ってから県内の主要企業を訪問して制度への協力を求めてまして、ポスターを掲示していただいたり、広報用のDVDを閲覧していただいたりしています。事業者の方への講演活動については、1月以降で20数回の活動があり

ます。制度の周知は随分進んできており、今後は、具体的に抵抗感を感じずにやってもらう工夫が必要と考えまして、検察庁では「裁判モニター制度」といって、市民の方をモニターに、刑事裁判を傍聴してもらっています。これは、裁判傍聴に当たって、起訴状や冒頭陳述の要旨を事前に配布して、冒頭陳述にパワーポイント、スクリーンを使用したり、言い回しも分かりやすい表現を使い、傍聴後に、検察庁で御意見を伺うというものです。これも、裁判員制度をにらんだ分かりやすい刑事裁判へ向けての取組みです。

【裁判員として送り出す経営者側の問題点について】

○：管理者側としては、裁判員というのは国民の権利義務ですから、裁判員に選ばれたら行きなさいというのが当然ではあるのですが、ローテーション職場の場合に、1人いなくなると、裁判員としての拘束が1日程度なら何とかありますが、5日間となると割り振りが難しい面があります。

■：どのくらい先に拘束される裁判日程を提示できるのかという問題がありますね。

○：「公判前整理手続」で裁判スケジュール自体を策定しますが、これをどの段階でお伝えすることになるのかはこれからの細目や運用に委ねられます。私の感覚からすれば、候補者を呼び出すときにお伝えするのが、辞退の関係からも望ましいと言えますね。

○：管理者側としては、やはり、勤務表の関係から1カ月ないし2カ月前に知りたいところですよ。

○：大学の場合は兼業許可との関係もあります。

○：許可が出れば問題はありませんが、休講のケアをどうするのかという問題もあります。職業によって、「著しい損害」といっても差が出てくると思われませんか。フランスやイタリアのように、仕事だけに縛られるのではなく、「ゆとりある社会」へ向けて、啓蒙により社会の考えを変えていく必要があるとも言えますね。

【裁判員情報の保護、抵抗感の払拭について】

■：裁判員情報の保護についてはどうですか。

(●：裁判員情報の取り扱いについて、前提として、刑事手続における裁判員情報の開示対象者、時期について、さらに、同情報についての保護規定についての説明がなされた。)

○：自分が裁判員に選ばれた場合、経営者側、管理者側に対し自ら申告する必要がありますね。

○：その申告を受け、情報の保護という観点から、経営者側、管理者側の啓蒙が必要になりますね。

○：現実に、裁判官と並んで被告人と対峙して裁判員としての職務を遂行できるのかという抵抗感があるようです。裁判モニターをしていただいた方の話として、他県でならやってもいいという意見もありました。

○：遮蔽や覆面、かつらの着用という話もあったり、裁判官は転勤があるからいいけど、我々市民はずっと地域で暮らしていかなければならないという話も聞かれますね。

○：量刑にまで関わるとすれば、法定刑等に関する知識が必要ですが、事前に研修とかはあるのですか。

○：その点も決まってないのですが、各裁判体の運用に委ねられるのかもしれませんが。

ただし、現段階では量刑資料を渡すかどうか等について検討されています。

- ：私見ですが、これまで裁判官は、教育刑というか、より軽い刑を選択する傾向もあったやに思われます。裁判員としては、被害者側に立つのか、それとも、裁判官側に立つのか議論した方がいいのではないかと、今後、裁判員制度導入により、死刑制度を含め、刑罰について考えたらいいのではないかと、そう考えますね。
- ：抵抗感については、これまでの刑事裁判が市民から遠かったからやむを得ない面もあります。これからは、刑事裁判が、だんだん、理解されてくると抵抗感が減っていくことが期待されます。また、死刑の適用も含め、近年刑は重くなっている傾向があります。やはりそういう面では、被害者の声が届いているといえるのではないのでしょうか。
- ：裁判員になって、被告人に報復されるのが怖いという意見がありますね。私は自宅に不審物を持ち込まれたりした経験がありますが、日本が裁判員制度になれるには100年以上かかるのではないのでしょうか。
- ：事件の大半は争いがない事件ですが、裁判員として事件を担当することによる漠然とした不安感がぬぐえていません。ただ、事件を順番に担当していくから、不安は拡散されるのではないのでしょうか。また、裁判員に危険な事態があれば厳正に対処する必要があります。それとは逆に、裁判員を是非やりたいという方もいるのも事実です。
- ：私個人は抵抗がない方で、裁判員制度の導入によって、日本のモラル低下に歯止めがかかるのではないかと考えています。
- ：日本では犯罪者の更生という意識が薄く、また、精神障害についても偏見が残っています。そういう背景が重大事件を惹起したり、防止できない要因となっています。裁判員裁判を通じて、そういった面をつぶさに見てもらうことができます。従前は、マスメディアを通じて浅いレベルで理解していたと言えますが、そういった理解が裁判員を経験することによって、さらに深化していく。長い年月がかかるかもしれませんが、犯罪者の更生などについての認識が深まることを期待したいですね。
- ：裁判所でも、小学生や中学生など、学生の見学の申込みが増えています。法教育として学生の段階からそういう経験をすると、裁判員に対する抵抗感がなくなることが期待されます。

以 上